遠距離通学者自転車等購入費補助金交付要綱

平成27年5月1日告示 平成27年玄海町教育委員会告示第30号 平成27年玄海町教育委員会要綱第 1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、玄海みらい学園(以下「学園」という。)への遠距離通学となる児童生徒の自転車通学に係る安全確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学に使用するヘルメット、自転車及び電動アシスト自転車(以下「自転車等」という。)の購入に要する経費に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、「ヘルメット」とは、玄海みらい学園通学規定のヘル メットの基準に適合するものをいう。
- 2 この要綱において、「自転車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第11号の2に規定する自転車のうち、人の力を補うための原動機 を用いないものをいう。
- 3 この要綱において、「電動アシスト自転車」とは、道路交通法第2条第1項第 11号の2に規定する自転車のうち、人の力を補うため原動機を用いるものであ って、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令60号)第1条の3に規定され るものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、学園長から自転車通学を許可された児童生徒の保護者とする。ただし、通学バスの利用を許可された児童生徒の保護者を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、学 園への通学に使用するために購入した自転車等の経費とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金は、自転車等を購入した費用について、自転車通学を許可された児 童生徒ごとに交付するものとする。
 - (1) 補助金の額は補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、その額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、ヘルメットのみの購入者は1,500円を、自転車のみの購入者及び自転車、ヘルメットの購入者は、20,000円を、電動アシスト自転車のみの購入者及び電動アシスト自転車、ヘルメットの購入者は45,000円を限度とする。
- 2 児童生徒の身体的成長等の理由により、再度、自転車等を購入するときは、児童生徒1人につき2回を限度に交付を行うものとする。
 - (1) 2回目の補助金の額は補助対象経費に10分の3を乗じた額とし、その額に 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、ヘルメットのみの購入者は900円を、自転車のみの購入者及び自転車、ヘルメットの購入者は12,000円を、電動アシスト自転車のみの購入者及び電動アシスト自転車、ヘルメットの購入者は27,000円を限度とする。

(補助金の申請の時期)

第6条 補助金申請は、自転車等の購入から6月以内に申請を行わなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、遠距離通学者自転車等購入費補助金 交付申請書(第1号様式)に自転車等購入の領収書又は販売証明書(第2号様式) を添えて、学園を経由して町長に提出しなければならない。この場合において、 学園長は、第3条に規定する要件について確認をしなければならない。
- 2 実績報告書の提出は、前項の申請書の提出によりされたものとみなす。(補助金の交付決定等)
- 第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を遠距離通学者自転車等購入費補助金交付決定及び額の確定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の額の確定の通知を受けた者は、遠距離通学者自転車等購入費補助金

請求書(第4号様式)を提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

- 第10条 町長は、前条の請求があったときは、補助金を交付するものとする。 (交付決定の取り消し又は返還命令)
- 第11条 町長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
 - (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは町長の指示に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付に関する申請、報告等について不正な行為があったとき。
 - (3) 通学手段を変更し、通学に供するため購入した自転車等を使用しなくなったとき。
 - (4) その他不適当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 第4条に定める購入について、平成27年度に限り、平成26年12月1日以降に購入した自転車等を対象とする。

笛	1	뭉	羡式	(笛	7	条	閗	係)
σ	1	77 1	バエ	(77	•	\sim		レトノ

年 月 日

玄海町長 様

申請者住所

保護者氏名

(EJI)

児童生徒 年 組 氏名

遠距離通学者自転車等購入費補助金交付申請書

玄海町教育委員会補助金等交付要綱及び遠距離通学者自転車等購入費補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 自転車等の種別
- 3 補助金交付申請額の算出基礎

□ 1回目

補助対象経費 ・ (ヘルメット+自転車等購入費) × 1/2 ・ヘルメットのみ 1,500円	(1)	P	1
(1) の金額と、20,00円(電動アシスト自転車購入者の場合は45,000円)のどちらか低い金額		円	

□ 2回目

補助対象経費 ・ (ヘルメット+自転車等購入費) ×3/10 ・ヘルメットのみ 900円	(1)	円
(1) の金額と、12,000円(電動アシスト自転車購入者の場合は27,000円)のどちらか低い金額		円

4 添付書類 自転車等購入の領収書又は販売証明書(第2号様式)

※学校記入欄

5 交付要件の確認

以下のとおり、申請者は本補助金の交付要件を満たしていることを確認しました。

- □ 自転車通学を許可された児童生徒の保護者であること
- □ 通学バスの利用を許可された児童生徒の保護者でないこと

玄海みらい学園 学園長

印

販 売 証 明 書

(1)	目転里	•	電動アン	スト目転り	単(いす	れかにし)を付けて	(トさい)
		1台	金		円(型式等)
2	ヘルメッ	ット			円			
上記自	転車等	を	年	月	日に見	仮売した	ことを証	明します。
						年	月	日
			住商長	景又は名称				
				長者氏名 話番号()	(ii)

第3号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

玄海町長

遠距離通学者自転車等購入費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった遠距離通学者自転車等購入費補助金については、遠距離通学者自転車等購入費補助金交付要綱第8条の規定により交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

交付決定及び確定補助金額金

年 月 日

玄海町長 様

 申請者
 住所

 保護者氏名
 印

 児童生徒
 年組氏名

遠距離通学者自転車等購入費補助金請求書

平成 年 月 日付けで額の確定通知のあった遠距離通学者自転車等購入費補助金について、遠距離通学者自転車等購入費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

請求金額 金 円

	金融機関・			
	支店 (支所)			
振込先口座	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

[※]補助金の振込先口座をご記入ください。